

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">第二章 保存等 第二節 保存</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第八条 館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、法第十五条第三項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 四 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">第二章 保存等 第二節 保存</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第八条 館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第十五条第三項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 四 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は、注記である。